

大多喜町木造住宅耐震診断費補助金

補助金申請の手引き

木造住宅の耐震診断業務を行うに当たり、耐震診断費補助金を受けることができます。下記の条件に適合し、補助を希望する方は下記の説明に沿って、補助の手続きを進めて下さい。

必ず診断を実施する前に補助申請を行ってください！（診断実施後の補助申請は認められません）

補助金額

木造住宅の耐震診断費用の合計の2/3かつ8万円を上限に補助を行います。年度途中でも予算に達し次第、申請を締め切らせていただくことができます。

補助を受けるための条件

1. 申請者自ら木造住宅を所有し、かつ、居住していること。

☆借家、共同住宅及び長屋住宅は対象になりません。

2. 平成12年5月31日以前に建築し、又は着工された一戸建て住宅または併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、当該住宅の延べ床面積が2分の1以上のもの）が在来軸組構法によって造られている住宅で、2階建て以下であること。

☆事務所や店舗等、住宅の用途以外と併用の場合は延べ面積の半分以上が住宅として使用されている必要があります。また、木造一戸建てでも、ツーバイフォー工法、木質パネル工法、丸太組工法等の住宅は対象になりません。

3. 住民基本台帳法に規定する町の住民基本台帳に記録されていること。

4. 過去に町から耐震診断に係わる補助金の交付を受けていないこと。

5. 耐震診断方法は一級、二級建築士もしくは木造建築士（木造住宅耐震診断講習会を講習済）が行う「一般診断法」または「精密診断法」です。

6. その他

- ・この補助事業は事前申請となりますので、ご利用される場合は事前にご相談下さい。
- ・耐震診断の相談先 公益財団法人 千葉県建築士事務所協会 043-224-1640

補助を受けるまでの流れ

事前調査

・・・申請前に補助対象の要件チェック

○不明な場合は管理係までお問い合わせください。

1. 耐震診断の見積もりを依頼する

○建築士事務所の登録のある方に依頼して下さい。

2. 補助金の申請

・・・補助金交付申請書（下記に必要書類記載）

- ①木造住宅耐震診断実施計画書
- ②木造住宅に係る登記事項証明書その他の木造住宅の所有者及び建築年月日を証する書類
- ③木造住宅耐震診断の実施に要する見積書の写し
- ④木造住宅の平面図及び付近見取図
- ⑤その他必要と認める書類

3. 交付の決定

・・・補助金交付決定通知書

☆中止または変更が生じる場合、再度申請が必要です。

4. 耐震診断を実施する

○申請者は建築士と交付決定日以降に耐震診断契約をします。

○申請者は耐震診断の完了による実績報告をします。

5. 耐震診断完了

・・・実績報告書

- ①木造住宅耐震診断報告書等の成果品の写し
- ②木造住宅耐震診断の実施に関する契約書の写し
- ③木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し
- ④その他必要と認める書類

6. 補助金の支払い

・・・申請者は補助金等交付請求書を提出し、町は申請者に補助金を給付します。

問合せ 大多喜町役場 建設課 管理係

0470-82-2115